

第50号議案

中野区立少年自然の家条例の一部改正手続について

上記の議案を提出します。

令和5年（2023年）11月10日

提出者 中野区教育委員会教育長 入野 貴美子

（提案理由）

施設の利用料金及び使用料の限度額を改定する必要がある。

## 中野区立少年自然の家条例の一部を改正する条例

中野区立少年自然の家条例（昭和54年中野区条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表中「1, 100円」を「1, 400円」に、「2, 300円」を「2, 900円」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和6年7月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に使用の承認を受けている者の利用料金及び使用料については、なお従前の例による。